❸消費者相談室

お客様の満足度向上を目指して

申し出がない場合の費用負担 今回のテーマ:双方から旅行契約解除の

苦情事例に学ぶ39

監修 弁護士 三浦雅生

が大半と言えるほど多くなり、お客様自身に搭乗手続 ん。今回はこのことについて考えてみたいと思います。 の収受をめぐりトラブルになるケースが少なくありませ な取消しあるいは解除の意思表示がないことで、取消料 これを知らず、お客様側からも旅行会社側からも、明確 理由で出発(旅行に参加)していなくても、旅行会社が い旅行が増えています。そんな中で、お客様が何らかの きを委ねるなど、旅行会社が出発の場面で立ち会わな 最近は、国内・海外を問わず、添乗員のつかないツアー

申し出内容はこうです

ことを現地からの連絡で初めて知りました。 行会社にも連絡せずに家に帰ってしまい、旅行会社はこの れでは現地滞在が短くなるからと、旅行を取りやめて、旅 間後に出発する代替便の提案があったものの、お客様はそ は欠航となってしまった。航空会社からは夜が明けた数時 待っていたところ、散々待たされた挙句、機材故障でその便 深夜集合、午前零時すぎ出発のツアーで、機内で出発を

た。」というのでした。 なってしまうので、行ってもしょうがないから行くのをやめ 便が欠航し、代替便で行っても現地の滞在時間が少なく 旅行会社がお客様に連絡したところ、お客様は「出発

いただきます。」と伝えました。 解除があったものとみなし、旅行代金100%の取消料を 断で離団したことになり、当社では、お客様による契約の に、かと言って現地にも行っていません。これはお客様が無 いただいておりません。またお客様は代替便にも乗らず 旅行会社は「お客様から私共へ参加取り止めの連絡を

サービスの提供を受けられない場合や旅行会社に連絡で

本件のような場合と異なり、お客様が不本意に旅行

きない場合はいろいろ考えられます。例えば、テロリストに

ないことになる。また旅行をキャンセルするとは一言も言い も行ってない。つまりは旅行サービスの提供は何も受けてい 返金されるものと思っている。」との主張です。 どういうことだ。とても納得がいかない。旅行代金は全額 ていないのに、取消料がかかり、何も返金がないというのは これに対しお客様は、「私は代替便にも乗らず、現地に

解決に向けての指針

が負担することとなります。 結論としては、取消料相当額のリスクは、これを旅行者

と)しているのに、債権者がこれを拒否したり、債権者の都 ています(民法413条)。 遅滞」といい、この「遅滞の責任」は債権者が負うことになっ なり、旅行者は、旅行契約上の権利を行使しなかった(旅 かったときは、旅行契約は有効なまま存続していることに 双方から、明確に旅行契約を解除する旨の意思表示がな 合でこれを受け入れることができないとき、これを「受領 行サービスを受領しなかった)に過ぎないことになります。 かった)ことについて、旅行者側からまたは旅行会社側の 民法では、債務者が本旨に従った債務の履行を(しよう 本件のような、旅行者が旅行に参加しなかった(できな

生じる費用負担(旅行サービスが受けられなくなったこと 受領しない、あるいは受領できないときには、これにより ような状態にしているのに、債権者である旅行者がこれを す)は旅行者が負うことになります。 をしようと、手配を完了し、旅行が予定通り実施できる 行会社が(変更も含め)日程に従った旅行サービスの提供 での取消料相当額や帰国のための「航空運賃」等をいいま この規定を旅行契約にあてはめると、債務者である旅

クレーム対応マニュアル 「たびクレ!!」 のオススメ

対応の研修ツールとしても活用していただける、**クレ** 「たびクレ!!」発売中です!!

- 旅行会社やお客様からよくある66の質問【Q&A】を項目別し 客をリピーターに変えて販売を拡大するツールとし

ビスいたします。社内研修・説明会等に是非ご活用ください

正会員:515円 協力・賛助会員:1,029円

-ジ > 会員・旅行業のみなさまへ >右上「資料購入」からお申込いただけます★



間違われて現地で入国拒否された、お客様が認知症を発 症して行方不明になってしまった、お怪我をされて意識不

苦情防止の観点から必要になると思われます。 度、考え方を整理して、お客様にきちんと説明することが れ、そのような場合、現場では即対応が求められます。今 今後もこのような場面が生じることは増えると考えら 明になったなどです。